

所得税は個人の所得を課税対象とする国税であるため、個人に生じる多種多様な所得に対し多様な計算規定があります。

本来ならば、この多様な計算規定を網羅的におさえるべきですが、その場合にはおさえるべき量が膨大になります。

そこで、過去の税理士試験を徹底分析し、所得税法を学習されている皆さんに必要最小限の努力で最大限の成果をあげて頂けるよう項目を厳選・精査し、本書を作成致しました。

税理士試験での出題頻度が高い計算項目について、基本項目から応用項目まで、幅広く項目を網羅しております。

本書を活用して頂くことにより、受験生のみなさんが確実に所得税を合格されることを祈念してやみません。

なお、本書は2026年12月1日現在の施行法令（一部、改正による延長が見込まれるものを含む。）に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

税理士試験の合格に必要な計算項目を網羅

この問題集には、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、税理士試験の合格に必要な出題頻度の高い基本項目及び出題頻度は低いが過去に出題実績のある応用項目等の問題を織り込んでいます。

この問題集の学習項目を習得することにより税理士試験を合格する上で必要な知識を身につけることができます。

【所得税法 個別計算問題集の例】

出題実績を徹底分析！

回数(年度)	第72回 (R 4)	第73回 (R 5)	第74回 (R 6)	第75回 (R 7)
特 徴	総合	総合	総合	総合
青 ・ 白	青色	青色	青色	青色
利 子	源泉徴収選択口座内配当等	外貨預金の利息	—	定期預金
配 当	源泉徴収選択口座内配当等	—	上場配当 特定証券投資信託	みなし配当・みなし株式分離課税
不動産	収入計上時期 事業的規模以外の 資産損失	—	家賃収入 減価償却費 保険料・支払利息	家賃収入・敷金 租税公課・修繕費 保険料・減価償却費

Subject.2

過去の税理士試験の出題実績に基づいた効率的な学習が可能

過去試験問題を徹底分析することにより税理士試験での出題実績等を考慮し、A、B、Cのランクを付けてありますので、「A→B→C」の順で学習を進めることにより、合格を勝ち取るための効率的な学習をすることが可能です。

【所得税法 個別計算問題集の例】

重要度が一目で分かるランク付き

問題 2－1 利子所得の金額

重要度 A 標準時間 4 分

次の資料により居住者甲の本年分の利子所得の金額を計算しなさい。

A ランク…基本項目であり合格に最低限必要な項目（出題実績が多い項目）

B ランク…応用項目のうち過去に出題実績のある項目

C ランク…応用項目のうち過去に出題実績が極端に少ない項目及び出題実績はないが出題が想定される項目

Point.1

効果的な使用方法

STEP.1 Aランクからスタート

各問題には、A、B、Cランクが付けられています。まず初めにAランクの問題を解答し、Aランクの項目を習得した後にBランク、Cランクと順次解答するようにして下さい。

なお、Bランク及びCランクの項目については、数年に一度出題される可能性がある項目であり、税理士試験を確実に合格するために身に付けたい項目となります。

STEP.2 できるまで繰り返し

各問題には、解答時間の目安を記載していますので標準時間内に正答できるようになるまで反復して練習しましょう。

STEP.3 チェックリストで管理しよう

チェックリストのチェック欄には、日付、問題の出来・不出来等を記入することにより計画的な学習、弱点項目の把握ができます。

【所得税法 個別計算問題集の例】

解答日や出来をメモしておこう

区分	問題番号	内 容	ページ数	重要度	標準時間	チェック	区分	問題番号	内 容	ページ数	重要度	標準時間	チェック
所得基礎	1-1	重要基本通達	4	A	5			5-10	更 新 料	35	A	3	
	1-2	青色申告制度	5	A	5			5-11	短期前払費用、長期損害保険契約、海外送金費	35	C	4	

Point.2

解答上の注意点

1. 「本年分」と指示された場合、「令和9年分」として解答して下さい。
2. 税額速算表、給与所得控除額等の参考資料は巻末にあります。
3. 特に指示があるものを除き、本年において納税者にとって最も有利になるように解答して下さい。
4. 特に指示があるものを除き、「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」をまとめて「所得税等」と表記しております。

Point.3

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

法改正や書籍の新刊発売予定など、学習に欠かせない情報をWebで確認できます。

ぜひ一度アクセスしてみてください。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

解答用紙・チェックリスト・巻末資料がダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

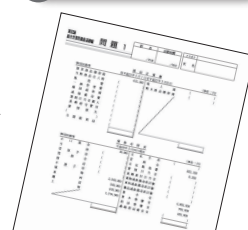
- 1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



- 2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



- 3 印刷



法令等の改正に対応！

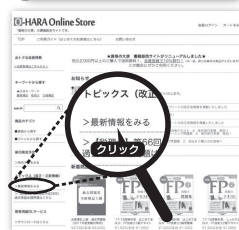
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

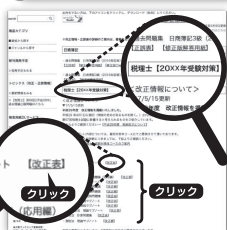
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

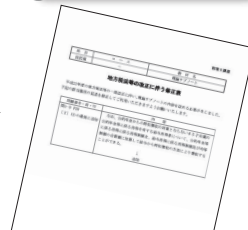
- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



- 3 印刷できます



第1章 所得税法の基礎	3
第2章 利子所得	7
第3章 配当所得	11
第4章 不動産所得	17
第5章 事業所得	27
第6章 給与所得	59
第7章 退職所得	67
第8章 山林所得	73
第9章 譲渡所得	77
第10章 有価証券の譲渡	89
第11章 譲渡所得の特例	97
第12章 一時所得	107
第13章 雑所得	113
第14章 損益通算・繰越控除	117
第15章 所得控除	127
第16章 税額計算・税額控除	139
第17章 特殊項目	147

CHECK LIST

チェックリスト

区分	問題番号	内 容	ページ数	重要度	標準時間	チェック		
所得基礎	1-1	重要基本通達	4	A	5			
	1-2	青色申告制度	5	A	5			
利子所得	2-1	利子所得の金額	8	A	4			
	2-2	収入計上時期	8	B	4			
	2-3	国外発行の公社債の利子等	9	B	4			
配当所得	3-1	配当所得の課税制度	12	A	5			
	3-2	配当所得の金額	12	A	3			
	3-3	配当所得の金額	13	A	4			
	3-4	収入計上時期	14	C	4			
	3-5	負債の利子	14	B	5			
	3-6	課税方法の選択	15	A	3			
	3-7	国外発行の株式等の配当等	16	A	4			
不動産所得	4-1	生計一親族対価	18	A	3			
	4-2	収入計上時期	18	A	7			
	4-3	収入計上時期	20	A	6			
	4-4	収入計上時期	21	A	3			
	4-5	借入金の利子	21	A	3			
	4-6	資産損失	22	A	8			
	4-7	資産損失	23	A	4			
	4-8	資産損失	24	A	9			
	4-9	借地権の設定	25	A	5			
事業所得	5-1	売上高	28	A	6			
	5-2	事業付随収入	29	A	5			
	5-3	広告宣伝用資産の受贈	30	A	6			
	5-4	売上原価	31	A	4			
	5-5	年末棚卸資産	31	A	4			
	5-6	家事関連費、租税公課	32	A	6			
	5-7	租 税 公 課	33	A	4			
	5-8	利 子 税	34	A	3			
	5-9	損 害 賠 償 金	34	A	3			
事業所得	5-10	更 新 料	35	A	3			
	5-11	短期前払費用、長期損害保険契約、海外渡航費	35	C	4			
	5-12	長期損害保険契約	36	A	3			
	5-13	親族の対価、家事関連費等	37	B	9			
	5-14	青色事業専従者給与	39	A	4			
	5-15	2以上の事業に従事する場合	40	C	3			
	5-16	減 価 償 却	41	A	5			
	5-17	減 価 償 却	42	A	7			
	5-18	減 価 償 却	43	A	4			
	5-19	減 価 償 却	44	B	10			
	5-20	特別償却・特別税額控除	45	A	6			
	5-21	特別償却・特別税額控除	46	A	5			
	5-22	資本的支出と修繕費	47	A	7			
	5-23	資 産 損 失	48	A	7			
	5-24	資 産 損 失	49	B	10			
	5-25	繰 延 資 産	50	A	6			
	5-26	貸 倒 損 失	51	A	5			
	5-27	貸 倒 引 当 金	52	A	6			
	5-28	貸 倒 引 当 金	53	C	7			
	5-29	貸 倒 引 当 金	54	B	10			
	5-30	貸 倒 引 当 金	55	A	4			
	5-31	リ ー ス 取 引	56	A	4			
	5-32	国庫補助金等	57	A	3			
	5-33	消費税等の取扱い	57	A	3			
	5-34	消費税等の取扱い	58	A	3			
	5-35	消費税等の取扱い	58	A	3			
給与所得	6-1	収 入 金 額	60	A	4			
	6-2	永年勤続者の記念品等	61	A	3			
	6-3	保険料に係る経済的利益	62	A	7			
	6-4	特定支出控除額	64	A	10			

区分	問 題 号	内 容	ペ ジ 数	重 要 度	標 準 時 間	チェック			区分	問 題 号	内 容	ペ ジ 数	重 要 度	標 準 時 間	チェック		
退職所得	7-1	収 入 金 額	68	B	9				有価証券の譲渡	10-1	有 価 証 券	90	A	8			
	7-2	勤続年数の計算	69	A	7					10-2	有 価 証 券	91	A	10			
	7-3	退職所得控除額	70	A	4					10-3	有 価 証 券	92	A	7			
	7-4	2以上の退職手当等	70	A	3					10-4	有 価 証 券	93	A	5			
	7-5	源 泉 徴 収	71	A	3					10-5	有 価 証 券	94	A	3			
	7-6	前年以前の退職手当等	71	A	6					10-6	有 価 証 券	94	A	5			
	7-7	4年内の退職手当等	72	B	5					10-7	有 価 証 券	95	A	4			
	7-8	特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合	72	A	7												
山林所得	8-1	資産損失・概算経費控除	74	A	13				譲渡所得の特例	11-1	収用交換等の特別控除	98	B	3			
	8-2	み な し 譲 渡	75	B	5					11-2	居住用財産の特別控除	98	B	5			
	8-3	国 等 へ の 寄 附	76	A	4					11-3	措置法の特別控除	99	A	4			
譲渡所得	9-1	非 課 税	78	A	4					11-4	収用等の課税の繰延べ	99	B	4			
	9-2	国等への寄附・譲渡	78	C	12					11-5	収用等の課税の繰延べ	100	B	4			
	9-3	総合短期からの除外されるもの	79	A	3					11-6	代替資産に付すべき取得価額	101	A	3			
	9-4	通 算	79	A	5					11-7	居住用財産の買換え	101	A	6			
	9-5	生活に通常必要でない資産の損失の控除	80	A	5					11-8	居住用財産の譲渡	102	A	10			
	9-6	取 得 費	80	A	5					11-9	居住用財産の譲渡	103	C	9			
	9-7	相続税額の取得費加算	81	A	4					11-10	特定の事業用資産の買換え	104	A	6			
	9-8	取得費を中心とした問題	81	A	6					11-11	特定事業用資産の買換え	105	A	6			
	9-9	譲 渡 費 用	82	A	4					11-12	固定資産の交換	105	A	6			
	9-10	み な し 譲 渡	83	A	5					11-13	固定資産の交換	106	B	4			
	9-11	み な し 譲 渡	83	A	7					11-14	特定期間に取得をした土地等の長期譲渡所得の特別控除	106	A	4			
	9-12	み な し 譲 渡	84	A	7				一時所得	12-1	クイズの賞金等	108	A	4			
	9-13	低額譲渡の判定	85	A	5					12-2	寄附する定め等	108	B	3			
	9-14	負 担 付 贈 与	85	A	3					12-3	生命保険金等	109	A	4			
	9-15	借 地 権 の 設 定	86	A	5					12-4	満期返戻金等	109	A	3			
	9-16	底 地 を 譲 渡	86	A	4					12-5	保 険 金 等	110	A	7			
	9-17	底地取得後の譲渡	87	A	5					12-6	一時所得の金額	111	B	7			

区分	問 題 号	内 容	ペ ジ 数	重 要 度	標 準 時 間	チェック			区分	問 題 号	内 容	ペ ジ 数	重 要 度	標 準 時 間	チェック		
雑所得	13-1	なかったものとみなす	114	A	7				税額計算・税額控除	16-1	優良住宅地等のための土地等の譲渡	140	C	10			
	13-2	年金についての課税関係	114	B	5					16-2	配 当 控 除	141	A	1			
	13-3	特許権の使用料等	115	B	5					16-3	住 宅 借 入 金 等 控 除 特 別 借 入 金 等 控 除	141	B	6			
損益通算・繰越控除	14-1	損 益 通 算	118	A	4					16-4	住 宅 借 入 金 等 控 除 特 別 借 入 金 等 控 除	142	A	5			
	14-2	損 益 通 算	118	A	3					16-5	住 宅 借 入 金 等 控 除 特 別 借 入 金 等 控 除	143	A	3			
	14-3	生 活 に 通 常 必 要 で な い 資 産 の 損 失	119	A	5					16-6	住 宅 借 入 金 等 控 除 特 別 借 入 金 等 控 除	144	B	3			
	14-4	不動産所得に係る損益通算等の特例	120	A	7					16-7	住 宅 借 入 金 等 控 除 特 別 借 入 金 等 控 除	144	A	4			
	14-5	不動産所得に係る損益通算等の特例	121	A	6					16-8	寄附金の特別税額控除	145	B	7			
	14-6	純損失の繰越控除	122	A	3					16-9	住 宅 耐 震 改 修 特 別 税 額 控 除 認定住宅等新築等特別税額控除	145	A	4			
	14-7	雑損失の繰越控除	122	A	5					16-10	外国税額控除	146	A	4			
	14-8	繰越控除の順序	123	A	5					16-11	外国税額控除	146	A	4			
	14-9	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	124	A	7				特 殊 項 目	17-1	平 均 課 税	148	A	12			
	14-10	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除	125	B	12					17-2	平 均 課 税	148	C	15			
所得控除	15-1	雑 損 控 除	128	B	8					17-3	医師の所得計算	149	B	15			
	15-2	医 療 費 控 除	129	A	3					17-4	なかったものとみなす	152	A	7			
	15-3	医 療 費 控 除	130	A	7					17-5	ストック・オプション税制	153	A	7			
	15-4	生命保険料控除等	131	A	4					17-6	エンジェル税制	154	A	4			
	15-5	生命保険料控除等	131	B	5					17-7	エンジェル税制	155	A	8			
	15-6	人 的 控 除	132	A	4					17-8	エンジェル税制	155	A	4			
	15-7	所 得 控 除	133	A	7					17-9	み な し 配 当 ・ 株 式 分 離	156	A	16			
	15-8	所 得 控 除	134	A	6					17-10	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算	158	A	4			
	15-9	所 得 控 除	135	A	8					17-11	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算	158	A	4			
	15-10	所 得 控 除	137	A	4					17-12	所得金額調整控除	159	A	12			

問題編

第 1 章

所得税法 の基礎

問題 1－1 重要基本通達

重要度 A 標準時間 5 分

次の資料により居住者甲（白色申告者）の各種所得の金額を計算しなさい。

1. 物品の販売等に関する資料

(1) 総収入金額

- ① 従業員に対する貸付金（甲の事業に関連するものである。）の利子120,000円及び甲の友人に対する貸付金（甲の事業に関連するものではない。）の利子80,000円の合計額 200,000円
- ② 仕入空箱の売却収入 14,000円
- ③ その他の事業所得の収入金額 53,832,800円（適正額）

(2) 必要経費 43,313,800円

この金額は本年分の物品販売等に係る経費で、必要経費に算入すべき金額として適正額である。

2. 不動産の貸付けに関する資料

(1) 総収入金額

- ① 貸家賃貸料収入 6,250,000円
このうち300,000円は、甲の有する貸家のうち1棟を甲の物品販売業に従事する従業員に対し従業員宿舎として貸付けたことにより受取ったものである。
- ② 駐車場貸付収入 2,554,000円
これは、甲の有する土地に駐車場建築物を建築し、これに管理人を置き、甲の責任において駐車車両を保管する時間極駐車場（事業的規模）として貸付けたことにより受取ったものである。

(2) 必要経費

- ① 貸家に係るもの 2,650,000円
この金額には従業員宿舎として貸付けている貸家に係るものが100,000円含まれている。
- ② 駐車場に係るもの 800,000円（適正額）

問題 1－2 青色申告制度

重要度 A 標準時間 5 分

設問 1

次のそれぞれの場合において、居住者甲が本年分の申告につき青色申告者となるか白色申告者となるか判定しなさい。

- (1) 居住者甲は以前より不動産の貸付けを行っており、本年分の申告より青色申告の承認を受けたいと考え、本年 2 月 28 日に納税地の所轄税務署長に対し所得税の青色申告承認申請書を提出しているが、本年末日現在税務署長から承認又は却下の処分を受けていない。

- (2) 居住者甲は以前より物品販売業を営んでおり、本年 5 月 30 日に新たに不動産の貸付けを開始している。

なお、甲は本年分の申告より青色申告の承認を受けたいと考え、本年 6 月 10 日に納税地の所轄税務署長に対し所得税の青色申告承認申請書を提出しているが、本年末日現在税務署長から承認又は却下の処分を受けていない。

- (3) 居住者甲は本年 11 月 15 日に不動産の貸付けを新たに開始している。

なお、甲は本年分の申告より青色申告の承認を受けたいと考え、翌年 1 月 10 日に納税地の所轄税務署長に対し所得税の青色申告承認申請書を提出しているが、翌年 2 月 15 日現在、その申請につき承認又は却下の処分はを受けていない。

また、甲は以前より他の業務を行っていた事実はない。

- (4) 青色申告者甲は物品販売業を営んでいたが、事業規模の縮小に伴い本年分の所得税から青色申告を取りやめようと考え、翌年 3 月 15 日に本年分の確定申告書の提出と同時に所得税の青色申告の取りやめ届出書を提出している。

設問 2

次のそれぞれの場合の青色申告特別控除額について、優先して控除する所得区分及び不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から控除することができる青色申告特別控除額を答えなさい。

- (1) 青色申告者である甲が物品販売業を営んでいる場合（前々年の収入金額は800万円であった。）
- (2) 青色申告者である甲が物品販売業を営んでおり、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成し、e-Taxによる電子申告をしている場合
- (3) 青色申告者である甲がアパートの貸付け（事業的規模以外である。）をしており、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成しており、電磁的記録で備え付け及び保存をしている場合（前々年の収入金額は400万円であった。）
- (4) 青色申告者である甲が物品販売業のほか、アパートの貸付け（事業的規模以外である。）をしており、かつ、すべての業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成しており、優良な電子帳簿による備え付け及び保存をしたうえでe-Taxによる電子申告をしている場合
- (5) 青色申告者である甲が本年において保有期間10年の山林を譲渡しており、かつ、その業務につき帳簿書類を備え付け、正規の簿記の原則に従って取引の内容を詳細に記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している場合

解答・解説編

第1章 所得税法の基礎

問題 1－1 重要基本通達

解 答

摘 要	金 額	計 算 過 程
不 動 産 所 得	3,400,000	(1) 総収入金額 従業員宿舍 $6,250,000 - 300,000 = 5,950,000$ (2) 必要経費 従業員宿舍 $2,650,000 - 100,000 = 2,550,000$ (3) $(1) - (2) = 3,400,000$
事 業 所 得	12,607,000	(1) 総収入金額 (56,820,800) ① 従業員利子 120,000 ② 仕入空箱 14,000 ③ 従業員宿舍 300,000 ④ 駐 車 場 2,554,000 ⑤ そ の 他 53,832,800 (2) 必要経費 (44,213,800) ① 従業員宿舍 100,000 ② 駐 車 場 800,000 ③ そ の 他 43,313,800 (3) $(1) - (2) = 12,607,000$
雑 所 得	80,000	友人利子 80,000

解 説

- (1) 事業遂行上の貸付金利子…………… 事業所得
- (2) 友人に対する貸付金利子…………… 雑所得
- (3) 仕入空箱の売却収入…………… 事業所得
- (4) 管理人を置き自己の責任において他人の物を保管する場合の有料駐車場収入 … 事業所得又は雑所得
- (5) 従業員宿舍の収入…………… 事業所得

問題 1－2 青色申告制度

解 答

設問 1

- (1) 青色申告者 (2) 白色申告者 (3) 青色申告者 (4) 白色申告者

設問 2

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 事業所得 | 100,000円 |
| (2) 事業所得 | 650,000円 |
| (3) 不動産所得 | 100,000円 |
| (4) 不動産所得 | 750,000円 |
| (5) 山林所得 | 100,000円 |

解 説

設問 2

(2)の場合、青色申告特別控除の特例（65万円控除又は75万円控除）の適用はあるが、優良な電子帳簿による備え付け及び保存の75万円控除の要件を満たしていないため、65万円を控除することに留意する。

(3)の場合、アパートの貸付けが事業的規模以外であるため、青色申告特別控除の特例（65万円控除又は75万円控除）の適用はなく、原則の10万円を控除することに留意する。

(4)の場合、アパートの貸付けが事業的規模以外であっても事業所得を生ずべき事業を行っているため青色申告特別控除の特例（65万円控除又は75万円控除）の適用があり、優良な電子帳簿による備え付け及び保存したうえでe-Taxによる電子申告をしていることから、控除額は65万円ではなく75万円を不動産所得から控除することに留意する。

(5)の場合、山林所得には青色申告特別控除の特例（65万円控除又は75万円控除）の適用はないため、原則の10万円を控除することに留意する。